

鶴ヶ島市高倉ふるさとの緑の景観地保全計画<概要版>

1 概要

鶴ヶ島市高倉ふるさとの緑の景観地は、首都45km圏内の県中央、入間台地の平坦地に位置する。北側は中学校と市街地が広がり、南側は集落が林縁に沿って連続している。屋敷林、集落、農地が一体となった地域景観を形成しているが、景観地を東西に横切る都市計画道路鶴ヶ島日高線の計画があり、今後は景観地が分断化されることが予測される。

2 自然環境等

確認された動植物は、当地域の環境を反映して樹林性の種や農耕地周辺、市街地近郊に見られる種であった。

3 指定地の状況等

この景観地は平成8年度に樹林地7.6haを指定、平成12年度1.1haを追加指定している。

山林所有者と埼玉県で任意により締結している緑の管理協定の締結状況については、平成21年度で8.52haであり、指定地に対し98.84%が保全されている。

指定当初から樹林地は減少しておらず土地所有者の保全意識が高いものと考えられる。

4 保全計画の基本方針

(1) 緑の保全

環境保全機能、住民の憩いの場としてのレクリエーション機能、郷土景観や歴史的価値のある緑地など住民の心理的効果に寄与する景観構成機能、多様な生物の生息空間など、緑地が有する様々な機能が發揮でき、次世代への誇りや財産として引き継ぐため、土地利用転換の抑制等を図ることにより、首都近郊に残された武蔵野の景観や伝統的なふるさとの農村風景となる緑地を保全していく。

(2) 緑の再生

樹林地については、景観地内の樹木の萌芽更新や竹林の適正管理などを図り、畑作地帯については、遊休農地を貸し農園や苗圃等、良好な景観をもたらす農地への転用を図るなど、緑を再生していく。

(3) 緑との共生

既に緑が減少してしまった区域及び将来的に緑が減少する区域においては、近接する緑地を憩いの場として安らげる住民共有の財産として保全していく仕組みづくり

りや住民一人一人が取り組める住宅地の緑化などを推進することにより、緑のネットワーク形成を構築していく。

5 区域設定

(1) 緑の保全・再生区域

景観地内の緑の骨格軸として、多様な生物の生息空間としての機能やレクリエーション・景観構成機能などを發揮するため、現存する豊かな緑を保全するとともに、樹木の萌芽更新や農地の活用などを図り、緑を再生する区域とする。

(2) 緑との共生区域

民間企業等の産業施設の緑化や緩衝緑地の創出、住宅地や道路用地の緑化を図り、隣接する樹林地との緑のネットワーク形成を構築することにより、緑豊かな地域らしさを創出する区域とする。

6 施策方針

(1) 緑の保全・再生区域

① 緑地保全

まとまりある良好な農村景観や歴史文化資源と一体となった緑地を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組み（緑の管理協定締結者への、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金交付）とともに土地の買い取り等を行い、レクリエーション、防災等の機能における重要な緑地として保全するための施策を展開していく。

【手法の例示】

・ 特別緑地保全地区の指定

周辺の樹林地が伐採される開発圧力等による改変が進む場合には、現状凍結的な保全方法として、緑の保全・再生区域の枢要な部分を都市緑地法に基づく特別緑地保全地区に指定することを検討する。

・ 保全する緑地の公有地化

緊急に緑地を保全しなければならない場合には、国庫補助の活用や身近な緑公有地化事業の活用を検討する。

② 緑の再生及び維持管理

良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組みとともに、行政と市民との協働による下草刈りや清掃などの維持管理などの施策を展開していく。

また、緑地内に投棄されたゴミの回収や不法投棄防止パトロールなど、廃棄物問題に対し、関係機関とも連携を図りながら展開していく。

【手法の例示】

- ・ **市民との連携**

自然環境の維持管理に地元中学校をはじめとした市民やNPO、事業者等さまざまな人、組織が参加できる包括的な体制づくりを進め、活動を支援する。

- ・ **リーダーの養成・緑の推進員制度の創設**

緑化推進団体等による緑づくりにおけるリーダー育成を支援するとともに、地域の緑化やその維持管理について助言や指導を行う緑の推進員制度の創設を検討する。

③ 希少野生生物の保全

豊かな自然環境を保全するため、樹林地を適切に管理するとともに、希少野生生物の生息状況を定期的に把握する。

【手法の例示】

- ・ **希少野生生物のモニタリングの実施**

景観地内に生息する希少野生生物の生息状況を把握するため、モニタリング調査等を実施する。

(2) 緑との共生区域

① 活用

市街地化した宅地等の区域については、生活に潤いを与えてくれる緑に対して、日常的な維持管理活動を行う住民といった、景観地内特有の緑と住民の関係づくりを目指した身近な緑の地域づくりを推進していく。

【手法の例示】

- ・ **市民との連携（再掲）**

- ・ **リーダーの養成・緑の推進員制度の創設（再掲）**

② 創出

樹林地に囲まれた緑豊かな地域らしさを創出するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度の推進のほか、鶴ヶ島市の環境を保全する条例や開発指導要綱に基づき良好な自然環境を創出するため、工場や住宅、道路などの緑化を推進することにより、住民が主体となった緑豊かな地域づくりを目指した施策を展開していく。

【手法の例示】

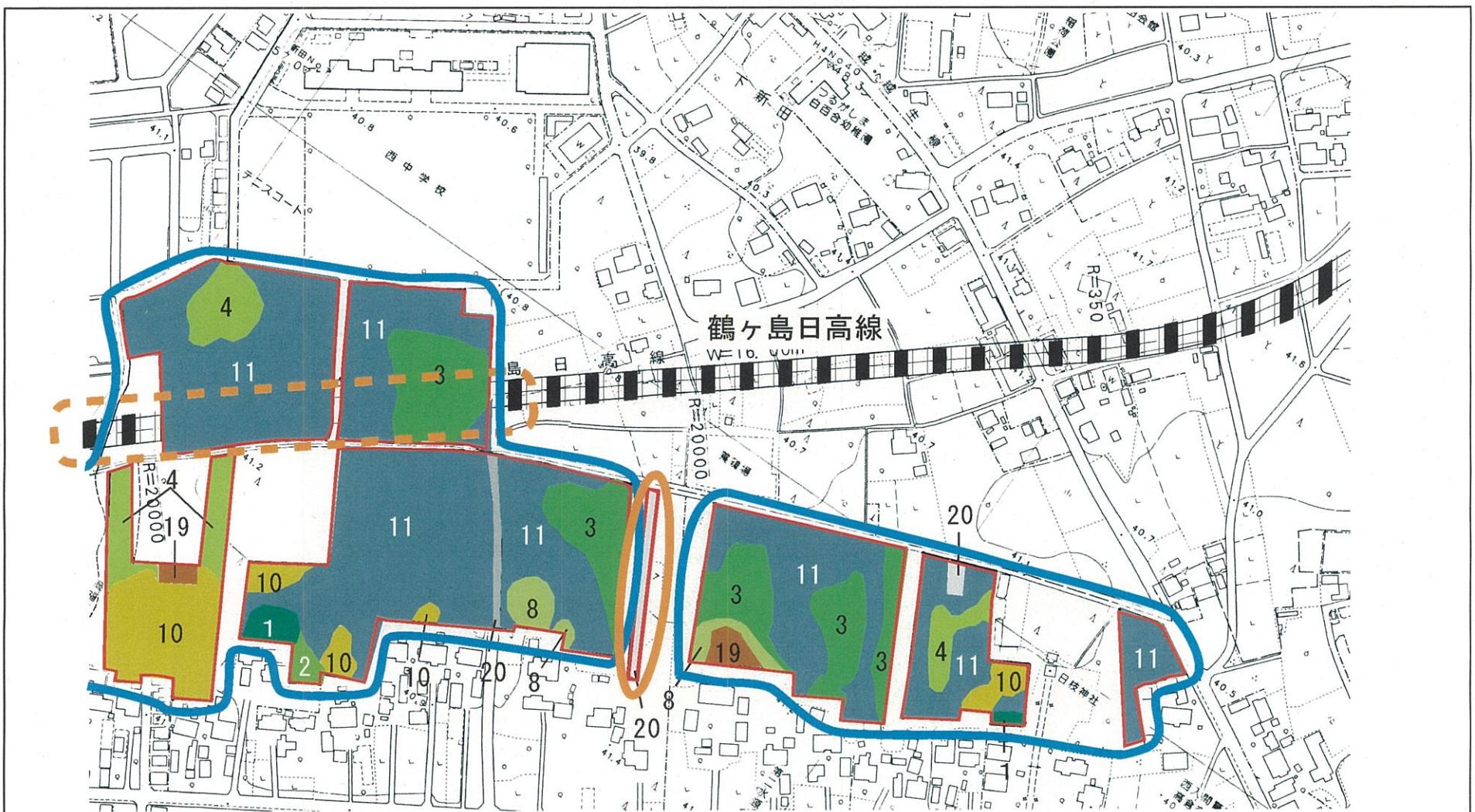
- ・ **隣接部の緑化**

景観地北部に建設が計画されている都市計画道路鶴ヶ島日高線により樹林地が分断される部分について、樹林地との隣接部への植栽など修景を主な目的とする緑化を進め、樹林地の一体感を創出する。

- ・ **緑化の推進**

住宅地などの土地利用を行っている箇所については、ふるさと埼玉の緑を守り

育てる条例に基づく緑化計画届出制度による緑化や鶴ヶ島の環境を保全する条例、開発指導要綱に基づく緑の保護育成などに土地所有者一人一人が取り組むことにより、緑豊かな地域づくりを推進する。



凡 例

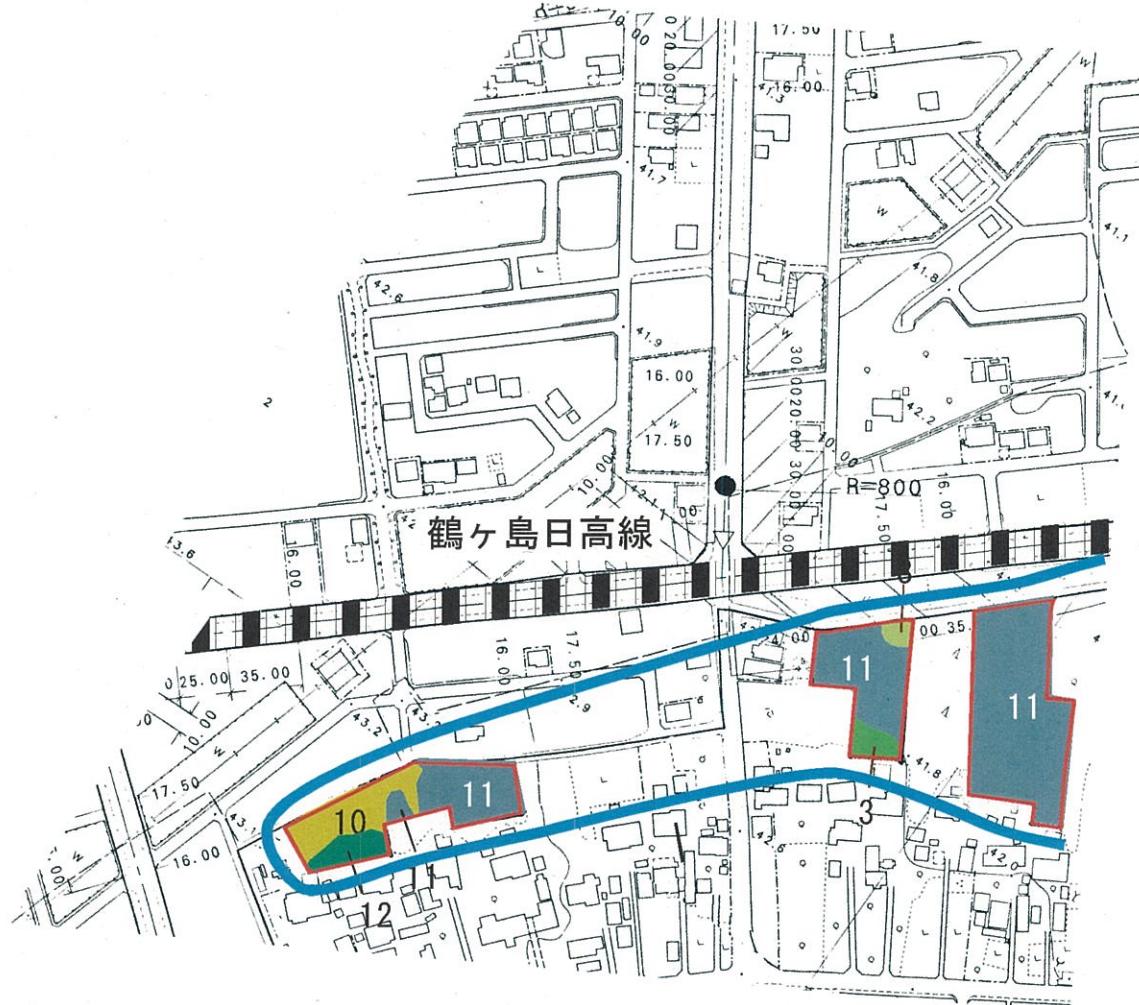
- 指定地
- 緑の保全・再生区域
- 緑との共生区域

植生図凡例			
I. 植生区分		II. その他土地利用	
1	シラカシ群落	8	ケヤキ群落
2	混交林	10	畠地・果樹園
3	コナラ群落	20	宅地・工場地・道路等
4	クヌギ・コナラ群落	11	スギ・ヒノキ植林



0m 100m 200m

(鶴ヶ島市高倉地区 1/2)



凡 例

- 指定地
- 緑の保全・再生区域

植生図凡例

I. 植生区分

- | | | | | | |
|----|-------|----|----------|----|--------|
| 3 | コナラ群落 | 11 | スギ・ヒノキ植林 | 19 | 畠地・果樹園 |
| 8 | ケヤキ群落 | 12 | スタジイ林 | | |
| 10 | 竹林 | | | | |

II. その他土地利用



0m

100m

200m

(鶴ヶ島市高倉地区 2/2)